

# 条例改正に伴う新旧対照表 (別冊)

平成28年

奈良市議会9月定例会

## 奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>10</u> 略</p> <p>(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>(退職手当の特例)</p> <p><u>12</u> 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p><u>10</u> 平成28年10月1日から同年12月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条、第6条及び第7条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、同表に規定する額とする。</p> <p>(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>12</u> 略</p> <p>(平成28年12月及び平成29年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>13</u> 平成28年12月及び平成29年6月に支給する市長の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(退職手当の特例)</p> <p><u>14</u> 略</p>